

「特定複合観光施設区域整備法施行令（案）」
対する一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構の意見

「特定複合観光施設区域整備法施行令（案）」の各条文の規定については、賛成いたします。なお、特定複合観光施設区域整備法の趣旨を全うし、特定複合観光施設が、真に国際競争力を有し、我が国を代表するものとなるために、同法およびこの施行令の実施に関連する事項および必要な事項として、以下のことが実現できるよう、関係各位に要望いたします。

1 特定複合観光施設に必要なスケールとクオリティ

- 1-1 特定複合観光施設は、既存施設を転用するのではなく、ゼロから一体的に整備するものとし、そのスケールは十分大きいものであること。
- 1-2 特定複合観光施設は、スケールだけでなく、ハード・ソフトともにクオリティの高いものとなるようにすること。
- 1-3 他の国にある IR 等の建造物と同様のものは避け、独創性がある特定複合観光施設区域のシンボルとして国際的に有名になるような施設が望ましい。
- 1-4 MICE 施設は、施行令規定の広さだけでなく、確実な運営ができるハードとソフトの総合的な仕組が必要である。さらに、MICE を誘致し、主催者を支援する等のしっかりした能力と体制を事業者と地元が地域全体で作り上げる必要がある。
- 1-5 観光魅力増進施設は、施行令には施設の種類のしか規定がないだけに、実施においてソフトとコンテンツが優れたものを厳選する必要がある。
- 1-6 国内観光旅行促進施設については、施行令規定の設備および機能を形式的に充足すればよいというものではなく、目的を達成できる優れたノウハウと信頼性が必要である。
- 1-7 宿泊施設は、施行令の「利用者の需要の高度化及び多様化」対応が重要である。従って、客室・スイートルームの最小面積とスイートルームの割合が大きいものであることはもちろん、複数のホテルと旅館が必要である。
- 1-8 1-4 から 1-7 まで以外の観光旅客の来訪・滞在を促進する施設は、法律上の設置義務も施行令の基準もないが、当然のことながら実態的に不可欠のものである。従って、各種のレクリエーション施設、レストラン、ショップ等について、多くの良質な事業者がハイエンドのサービスを提供することが必須である。

2 特定複合観光施設における実態・ニーズに対応した業務提供を可能にすること

上記 1 の各施設におけるサービス提供業務は、IR 事業者が直営で行うよりも優れたサービス提供者が行う方がいいケースも少なくない。従って、カジノ業務には非常に厳しい規制が必要である一方、上記 1 の各施設における非カジノ業務については、IR 施設の一体的運営の要件に留意しつつも、委託、再委託、賃貸等について過度の規制をかけ

ないで、多様で良質なサービス提供ができるようにすべきである。

3 特定複合観光施設への巨額の投資が促進できるようにすること

特定複合観光施設の大きなスケールと高いクオリティを求めるためには、巨額の投資を損なわない対応が必要である。従って、

- 3-1 特定複合観光施設区域内外の公的インフラは、本来の整備主体である公的機関が積極的に整備すべきであり、IR の設置運営事業者に過度の負担を求めて特定複合観光施設への投資額が減少することがないようにすべきである。

(註) 特定複合観光施設区域整備法第 3 条、第 4 条は、それぞれ、国、地方公共団体の責務として、インフラ整備を含む施策の策定・実施を規定している。また、同法第 231 条、第 232 条は、それぞれ、国、地方公共団体が設置運営事業者から徴収する納付金の使途として、上記の責務達成のための施策を規定している。

- 3-2 地域整備計画の最初の認定から 10 年を経た後の 5 年毎の更新は、設置運営事業者側の責に帰すべき事由がある場合を除き、円滑に行われる必要がある。特に、専ら IR の立地する地方公共団体側の事情によってこの更新ができないことが懸念される場合には、投資の規模が大幅に減少するおそれがある。従って、こうしたリスクを避け、大規模な投資ができるようにするためのセーフティーネットが必要である。

(例) 特定複合観光施設整備法第 13 条 (実施協定) 第 1 項第 6 号の「有効期間」を長期のものとし、同項第 2 号の「設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置」に関し、「継続が困難となった要因に応じた負担関係を明記する」一環としてこのセーフティーネット (例えば補償等) を規定する。

4 事業者の選定を公正かつ透明に行うこと

- 4-1 設置運営事業者の選定は、当然のことながら、公正かつ透明な方法で行うべきであり、特定の会社や特定の地域の会社の関与を前提とするものであってはならない。広く日本の多くの企業に事業の機会が開かれることが必要である。
- 4-2 独立した外部の第三者からなる委員会のような機関が選定を行うことが望ましいが、協議会が選定を協議する場合には外部の学識経験者の意見が十分反映されることが必要である。